

パブリック・コメント手続実施結果報告

様式3

番 号	21-12
案件名	中野区交通政策基本方針（案）について
意見募集期間	令和3年12月6日（月）から令和4年1月4日（火）まで

1. 提出方法別意見提出者数

提出方法	人数
電子メール	2人
ファクシミリ	0人
郵 送	0人
窓 口	0人
合 計	2人

2. 提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方（同趣旨の意見は一括）
別紙のとおり3. 提出された意見により変更した箇所とその理由
なし

提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方

NO.	主な意見	区の考え方
第1章 中野区交通政策基本方針について		
-	-	-
第2章 区の交通に関する現状と課題等		
1	<p>区内のバス便は網目のようでとても便利である。</p> <p>路線バスの利用者は高齢者や身体の弱い方、障害のある方、幼い子供づれが多く、多少、発車までに時間がかかってしまうことがあり、定時性の確保については、あまり無理なきようお願いしたい。</p>	<p>ご意見については、参考にしたい。</p>
第3章 交通政策の基本的な考え方		
1	<p>自動車の通行を制限し、自転車や公共交通機関+徒歩というウォークラブルな遊歩道の道路設計について検討してほしい。</p>	<p>各交通による移動の安全性や快適性を向上させるため、公共交通ネットワークを支える幹線道路等の整備を推進するとともに、自転車の通行環境の整備について検討を推進していく。</p> <p>また、歩きたくなる道路等の考え方については、各まちづくりにおいて検討していく。</p>
2	<p>自動運転を視野に入れた、小回りがきく小型の公共交通機関の導入について検討してほしい。</p>	<p>自動運転や MaaS、小型モビリティ等の新技術に関して、事業者による取組状況や導入に向けた課題等について関係者間で共有し、適切な役割分担のもと、円滑な普及に向けた取組を推進していく。</p>

3	<p>自転車利用者の危険運転、違法走行が多すぎる。その対策としてのマナー講習では、意識は改善されない。法的対応、乗り入れ禁止や横断時の取り締まり強化が必要である。</p> <p>自転車通行環境の整備が示されているが、歩道走行可であれば意味がない。また、歩道上にて視覚的分離により整備されている自転車通行空間では、自転車専用レーンでの走行が守られておらず、歩行者が自転車をよけて、自転車専用レーンに入るといった矛盾が生じている。自転車通行空間の整備について、今後、増加しないよう検討して欲しい。</p>	<p>自転車利用者に注意喚起を促す看板等の設置、自転車安全利用講習会の開催や区報・ホームページでの啓発、警察と協力した街頭での啓発活動等を引き続き行い、自転車利用者の交通ルールの遵守及びマナーの向上に努めていく。自転車利用者への交通ルールの指導及び取締りについては、警察署に要請する。</p> <p>また、各交通による移動の安全性や快適性を向上させるため、自転車の通行環境の整備について検討を推進していく。ご意見については、参考にしたい。</p>
第4章 交通政策基本方針の推進に向けて		
-	-	-
第5章 資料編		
1	<p>路線バスの区内南北のネットワーク化は、路線延長が長くなり、定時性の確保の問題を生むのではないかと懸念がある。乗り換え割引があると嬉しいが、現状がシンプルで便利なため、煩雑になるかもしれない。</p>	<p>まちの拠点間をつなぐ最適な公共交通ネットワークの構築について市民の連携と地域との協働で推進していく。ご意見については、参考にしたい。</p>
2	<p>ウォークアブルな道や広場というのは、歩行者のほかに、クルマだけでなくバイクや自転車がないことが条件ではないか。</p> <p>中野区は、バイクの歩道走行が多い。違法行為がなくなるようお願いしたい。</p>	<p>オートバイ利用者等に対する注意喚起を促す看板等を設置し注意喚起を行っていく。交通ルールの指導及び取締りについては、警察署に要請する。</p> <p>また、歩きたくなる道路等の考え方については、各まちづくりにおいて検討していく。</p>
その他		
-	-	-